

入札説明書

中央合同庁舎第 6 号館 A 棟修繕（消火設備）工事の入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和 7 年 10 月 27 日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 法務省大臣官房施設課長 細 川 隆 夫

3 担当部局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1

法務省大臣官房施設課経理係

電話 03-3592-7027

電子メールアドレス : skeiri@moj.go.jp

4 工事概要

(1) 工 事 名

中央合同庁舎第 6 号館 A 棟修繕（消火設備）工事

(2) 工事場所

東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1

(3) 工事内容

別冊の図面及び仕様書等による

(4) 工 期

令和 8 年 3 月 13 日まで

(5) 使用する主要な資機材

なし

(6) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休 2 日に取り組む旨の意向を表明した上で、工事を実施する週休 2 日促進工事（受注者希望方式）である。

(7) 本件入札手続は、下記に定めるとおり、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（GEPS）（<https://www.p-portal.go.jp/>））により行う。

なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

5 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 本工事の業種区分（管工事）において、法務省の令和 7・8 年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受

けていること。) 。

- (3) 法務省の令和 7・8 年度における管工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、850 点未満 (C) であること。
- (4) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成 7 年 1 月 23 日付け法務省営第 191 号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、法務省競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する 2 者のとき。

- (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にあるとき。
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にあるとき。

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する 2 者のとき。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねているとき。
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）

を現に兼ねているとき。

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねているとき。

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加しているとき。

その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められるとき。

(6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(7) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。

(8) 法務省が発注した工事について、予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が 65 点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が 1 か月を経過していること。

6 日程・提出期限等

(1) 申請書及び資料の提出期限 令和 7 年 11 月 11 日午後 3 時（必着）

(2) 競争参加資格確認通知 令和 7 年 11 月 19 日

(3) 苦情申立期間

競争参加資格確認通知を受けた日の翌日から起算して 5 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内

(4) 苦情申立てに対する回答期限

苦情申立期間の最終日の翌日から起算して 1 日（休日を除く。）以内

(5) 図面等に対する質問期間

令和 7 年 10 月 27 日から令和 7 年 12 月 1 日午後 3 時まで（休日を除く。）

(6) 質問に対する回答 令和 7 年 12 月 4 日

(7) 入札書及び工事費内訳書の提出期限 令和 7 年 12 月 8 日午前 10 時（必着）

(8) 開札 令和 7 年 12 月 9 日午前 11 時

7 競争参加資格の確認等

(1) 本件競争入札の参加希望者は、以下により書類を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けること。

なお、上記 7 (1) の提出期限までに書類を提出しない者（書類に不備がある者を含む。）及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができないので、留意すること。

おって、本工事の業種区分の競争参加資格（上記 5 (2)）の認定を受けていない者も申請書を提出することができる。この場合において、同 5 (1) 及び同 (4) から (7) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に同 5 (2) 及び (3) に掲げる事項を満たしていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。上記 5 (2) の資格の認定に係る申請方法は、法務省ホームページ (<https://www.moj.>

go.jp/chotatsu_kensetsu_shikakushinsa.html) に掲示している。

ア 提出書類

(ア) 申請書（第 1 号様式）

上記 5 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書 1 部を提出すること。

(イ) 紙入札方式による参加申請書（第 2 号様式）

紙入札方式による参加を希望する場合のみ提出すること。

イ 提出方法

(ア) 上記 6 (1) の提出期限までに、上記ア(ア)の申請書を電子調達システムにおいて提出すること。

(イ) 電子調達システムで提出する場合には、法務省ホームページからダウンロードした様式をもとに作成するものとし、ファイルの形式は以下のとおりとする。

・ Microsoft Word

・ PDF ファイル

(ウ) 紙入札方式による参加を希望する場合は、申請書のほか、紙入札方式による参加申請書（第 2 号様式）を作成し、これらを併せて上記 3 の場所に持参又は郵送すること。

(2) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期間の最終日をもって行うものとし、その結果は、令和 7 年 11 月 19 日までに電子調達システム又は書面により通知する。なお、紙入札方式による参加申請に対する承認は、競争参加資格の確認に併せて書面により通知する。

(3) その他

ア 申請書の提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書は、提出者の同意がある場合を除き、競争参加資格の確認以外に使用しない。

ウ 提出された申請書は、返却しない。

エ 発注者から受領した資料は、発注者の承認なく公表又は使用してはならない。

オ 申請書に関する問合せ先は上記 3 に同じ。

8 入札参加者に対する詳細図面及び仕様書等の貸与

(1) 競争参加資格確認通知の際、送付する。

(2) 貸与した詳細図面及び仕様書等（以下「詳細図面等」という。）は、発注者の承認なく公表又は使用してはならない。

9 週休 2 日促進工事（受注者希望方式）に関する事項

(1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休 2 日に取り組む旨の意向を表明した上で、工事を実施する週休 2 日促進工事（受注者希望方式）である。

なお、週休 2 日に取り組む旨の意向を表明しない受注者は、下記 (3) に規定する義務を負わない。

(2) 週休 2 日の考え方は以下のとおりである。

ア 「週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 「対象期間」とは、工事着手日から施工完了日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

ウ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

エ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる現場閉所予定日を記載した実施工程表を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、監督職員の確認を得た後、工事着手前に、発注者に対して、週休2日工事取組意向表明書により、週休2日に取り組む旨の意向を表明する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、実施工程表を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために実施工程表に現場閉所日を記載し、監督職員に提出するものとする。

また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

- (4) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所日が記載された実施工程表、取得報告書等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- (5) 発注者は、以下のアからウまでの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。

なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。

ア 4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日／28日）以上）

補正係数 1.05

イ 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率 25%（7日／28日）以上 28.5%未満）

補正係数 1.03

ウ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率 21.4%（6日／28日）以上 25%未満）

補正係数 1.01

- (6) 現場閉所が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。

10 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して、競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面により（様式は適宜とする。）説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記3に同じ

イ 提出方法 上記6(3)の提出期間内に、上記3の宛先に電子メールにより提出又は上記3の場所に持参若しくは郵送すること。

なお、電子メールにより提出する場合は、上記3の宛先に受信確認

を行うこと。

- (2) 苦情申立てに対する回答は、上記 6 (4) の回答期限までに、説明を求めた者に対し書面により行う。

11 詳細図面等に対する質問

- (1) 上記 6 (5) の提出期間内に、質問書様式 (Microsoft Excel) により作成し、電子メールにより提出すること。電子メールによる提出ができない場合は、上記 3 の場所に持参又は郵送すること。

なお、質問書は、「詳細図面及び仕様書等に対するもの」、「入札時積算数量書に対するもの」及び「入札時積算数量書別紙明細に対するもの」をそれぞれ別葉で作成すること。

電子メール宛先：skeiri@moj.go.jp

メール件名：中央合同庁舎第 6 号館 A 棟修繕（消火設備）工事に関する質問書の提出について（会社名）

添付ファイル名：中央合同庁舎第 6 号館 A 棟修繕（消火設備）工事質問書（〇に対するもの）（会社名）

- (2) 質問に対する回答は、上記 6 (6) の回答期限までに、入札参加者に対し電子メールにより行う。

12 入札書の提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限

令和 7 年 12 月 8 日午前 10 時（必着）

- (2) 提出方法

電子調達システムによる。ただし、紙入札方式の場合は上記 3 の場所に持参又は郵送すること。なお、落札者となるべき評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、直ちに「電子くじ」により落札者を決定するので、入札書の電子くじ番号欄に任意の数字 3 桁を必ず入力（紙入札方式の場合は記入）すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

おって、紙入札方式の場合は、入札書及び下記 15 の工事費内訳書を次のとおり同時に提出すること。

ア 封筒は、二重封筒とする。

イ 表封筒と入札書を入れた中封筒の間に、工事費内訳書を入れ、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出する。また、表封筒及び中封筒には、それぞれ工事名を表示すること。

13 工事費内訳書の提出

- (1) 提出方法等

第 1 回の入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書を、上記 6 (7) の提出期限までに、上記 3 の場所に持参又は郵送すること。

工事費内訳書は、封筒に入れ、封緘すること。また、封筒には工事名及び工事費

内訳書在中の旨を表示すること。

紙入札方式による場合の工事費内訳書の提出については、上記 14(2)を参照のこと。

なお、電子調達システムには添付しないこと。

(2) 様式及び記載内容

ア 工事費内訳書は、公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編（設備工事編）・令和 5 年版（国土交通省ホームページ等参照））に準じた様式により作成すること。ただし、これにより難しい場合は、任意の様式により作成して差し支えない。

イ 工事費内訳書の表紙には、発注者名、工事名、工事費内訳書を提出した者の商号又は名称、住所及び代表者名を記載すること。

ウ 入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳（内訳明細）に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を記載すること。

エ 種目別内訳の直接工事費、科目別内訳及び中科目別内訳は、工事内容別（入札公告 1 (5) ア等）に区分して記載すること。

(3) 提出された工事費内訳書について、支出負担行為担当官（補助者等を含む。）が、説明を求めることがある。

(4) 工事費内訳書が、次に掲げる場合に該当するものについては、法務省競争契約入札心得第 7 条第 1 項第 5 号に規定する「入札書に添付して提出することが求められる工事費内訳書その他の資料（以下「添付資料」という。）を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札」として、原則として、当該工事費内訳書を提出した者の入札を無効とする。

また、提出された工事費内訳書を必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

ア 未提出又は未提出と同等と認められる場合

(ア) 提出期限までに内訳書が提出されない場合

(イ) 内訳書の一部が提出されない場合

(ウ) 内訳書と関係のない書類が提出された場合

(エ) 他の工事の内訳書が提出された場合

(オ) 内訳書として提出された書類が白紙である場合

(カ) 内訳書に提出者の記名が欠けている場合

(キ) 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合

(ク) 他の入札参加者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合

イ 記載すべき事項が欠けている場合

(ア) 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合

(イ) 入札説明書に明示した項目を満たしていない場合

(ウ) 種目別内訳において、「直接工事費」、「共通費」及び「消費税相当額」に区分した記載がなされていない場合

(エ) 種目別内訳において、「共通費」を「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分して記載していない場合

ウ 他の工事の内訳書等添付すべきではない書類が添付されていた場合

エ 記載事項に誤りがある場合

(ア) 発注者名に誤りがある場合

(イ) 工事名に誤りがある場合

(ウ) 提出者名に誤りがある場合

(エ) 内訳書の合計金額が第1回の入札書に記載された入札価格に対応していない
(端数調整等を除く。) 場合

(オ) 種目別内訳において、「値引き」、「調整額」、「割引」等が計上されている場合

オ その他未提出又は不備等がある場合

(5) 工事費内訳書は、上記 10(3)の確認において用いる場合を除き、参考資料として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

14 開札

開札は、下記(1)及び(2)に掲げる日時場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

(1) 日時 令和7年12月9日午前11時

(2) 場所 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省16階共用会議室3（旧入札室）又は電子調達システム

(3) 方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約（以下「不落随契」という。）に移行する場合がある。その場合は以下のとおりとする。

① 不落随契に伴う見積依頼は、2回目の入札を行った者に対して行うものとする。

② 見積書提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと。

③ 見積書提出意思のない者は、辞退届を必ず提出すること。

なお、紙入札方式による入札者は、開札場より退出すること。

④ 何ら意思表示のない者は、見積書提出意思のない者とみなす。

開札は、電子調達システムを使用して行うので、同システムにおいて入札をする者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。また、紙入札方式による入札の開札については、電子調達システムによる開札と合わせて入札者の面前で行うので、紙入札方式での入札参加者が開札に参加する際は、代表者又は代表者から本件入札に関する委任を受けた者が出席すること。

また、1回目の開札の結果、予定価格の制限に達した入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うので、紙入札方式で開札に参加する場合は、あらかじめ入札書用紙を持参すること。なお、再度入札になった場合、紙入札方式での入札参加者で1回目の開札時刻に遅れた者、電子調達システムでの入札参加者で2回目の入札時刻までに入札がない者は、再度入札の資格を失うものとするので、留意すること。

おって、電子調達システムに停電、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、入札を延期することがある。

15 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付（保管金の取扱店 日本銀行丸ノ内代理店（三菱UFJ銀行新丸の内支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行丸ノ内代理店（三菱UFJ銀行新丸の内支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の100分の10以上とする。

16 入札の無効

本工事の公告及び本入札説明書において示した競争参加資格がないと認められた者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別添の工事説明書及び法務省競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に上記5に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

17 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

調査基準価格（予決令第85条に基づく基準価格）とは、予定価格算出の基礎となった次（①～④）に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

ただし、「直接工事費の額」とは、直接工事費から直接工事費のうち現場管理費相当額を減じた額とし、「現場管理費の額」とは、現場管理費に直接工事費のうち現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、本工事における現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じた額とする。

この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

18 手続における交渉を行う意図の有無

無

19 契約書の作成

別紙契約書案により、契約書を作成するものとする。

20 支払条件

当該契約に係る請負代金額は、原則として2回に分けて支払うものとする。

21 工事保険

要

22 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

23 再苦情申立て

- (1) 契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記 12(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面（様式は適宜とする。）により契約担当官等に対して再苦情の申立てを行うことができる。

なお、再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- (2) 提出場所 上記3に同じ

- (3) 提出方法 上記3の宛先に電子メールにより提出又は上記3の場所に持参若しくは郵送すること。

なお、電子メールにより提出する場合は、上記3の宛先に受信確認を行うこと。

24 関連情報を入手するための照会窓口

上記3に同じ。

25 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (2) 入札参加者は、別添の法務省競争契約入札心得及び契約書案を熟読し、同入札心得を遵守すること。なお、電子調達システムにより入札手續を行う場合、同システムによる手續と法務省競争契約入札心得に相違がある場合は、同システムによる手續を優先する。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合には、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 入札参加者の過失により本件工事の入札手續に遅延を及ぼすこととなった場合は、当該業者に対して指名停止を行うことがある。
- (5) 落札した建設業者及び下請業者が、外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な配慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資材及び機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。
- (6) 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
- (7) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

ア 法務省大臣官房施設課長が発注する建設工事並びに測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、その内容を記載した書面により速やかに発注者に報告すること。

ウ 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

- (8) 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、工事完成後の工事成績評定点が 65 点未満の場合は、工事成績評定点の通知日の翌日から 1 か月間、法務省が入札公告等の手続を開始する工事の入札に参加することができない。

ただし、上記入札参加制限は、政府調達に関する協定の適用を受ける工事の入札については適用しない。

- (9) 本件では、電子調達システムにおいて入開札までの手続を行うこととし、落札後の契約事務等（支払代金の請求等）については、電子調達システムを使用しないものとする。

- (10) 申請書の提出期間（上記 6 (1)）を経過した後に、紙入札方式による参加を希望する場合は、速やかに紙入札方式による入札参加申請書（第 1 号様式）を作成の上、上記 3 の場所に持参又は郵送すること。

- (11) 電子調達システムに関する問合せ先等

ア 電子調達システム操作上の手引書として次に掲げるファイル等が政府電子調達（GEPS）ポータルサイト上において公開されているので参考にする。

(ア) 初めてご利用になる方へ

(イ) 操作マニュアル

(ウ) F A Q ・お問い合わせ

イ 障害発生時及び電子調達システム操作等の問合せ先は以下のとおり。

電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-000-683（受付時間は 9:00 から 17:30 まで。ただし、国民の祝日・休日、12 月 29 日から 1 月 3 日までの年末年始を除く。）

fax 017-731-3352

政府電子調達（GEPS） <https://www.p-portal.go.jp/>

ウ IC カード不具合等発生時

発行元の認証局に直接問い合わせるものとする。

各認証局の連絡先は、「初めてご利用になる方へ」参照。

エ 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合は、同システムから送信される通知書及び受付票を確認すること（内容及び通知の時期については「操作マニュアル」参照。）。